

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……………（航空課） 55
○栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則……………（地域保健課） 55

告 示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示……………（総務部総務課） 58
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務部総務課） 58
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 60
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課） 60
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課） 60
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 60
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 61
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 61
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 61
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 61
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 61
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 62
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 64
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課） 68
○特定調達契約に係る入札の公告……………（経理課） 68

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 69
○特定調達契約に係る入札の公告…………… 70

道公安委員会規則

- 聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則等の一部を改正する規則…………… 71

規 則

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 2 月 16 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第 7 号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「（女満別空港にあっては、同年 2 月 28 日）」を削る。

附則第 5 項中「（女満別空港にあっては、令和 3 年 2 月 28 日）」を削る。

附則第 7 項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 条例第12条の規定の適用がある空港については、前 3 項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 項の改正規定（同項を附則第 7 項とする改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 16 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第 8 号

栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則

（栄養士法施行細則の一部改正）

第 1 条 栄養士法施行細則（昭和23年北海道規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

栄 養 士 免 許 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 本 籍

住 所（郵便番号）

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

栄養士法施行令第 1 条第 1 項の規定により栄養士免許を申請します。

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 有・無（有無のいずれかを○で囲み、有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。）

2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有・無（有無のいずれかを○で囲み、有の場合は、違反の事実及び年月日を記載すること。）

3 免許証への旧姓又は通称名の併記の希望の有無 有・無（有無のいずれかを○で囲み、有の場合は、旧姓又は通称名を記載すること。）

備考

- (1) 栄養士法第2条第1項に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）を添付すること。
- (3) 旧姓の併記を希望する者にあつては当該旧姓が記載されている戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写しを、通称名の併記を希望する者にあつては当該通称名が記載されている住民票の写しを添付すること。

別記第2号様式中

住所

氏名

を

住所（郵便番号）

氏名

電話番号

に改め、「次のとおり本籍（氏名）」

を変更したので、」を削り、

変更内容		変更前	変更後	を
	本籍（国籍）			
	氏名			

変更年月日

変更内容		変更前	変更後	に
	本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者にあつては、その国籍）			
	氏名			
	性別	男・女	男・女	
	免許証への旧姓又は通称名の併記の希望の有無	有・無	有・無	
旧姓又は通称名				
変更年月日		年 月 日		

改め、同様式末尾欄外備考に次のように加える。

- (3) 旧姓の併記を希望する者にあつては当該旧姓が記載されている戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写しを、通称名の併記を希望する者にあつては当該通称名が記載されている住民票の写しを添付すること。

別記第3号様式中

本籍住所氏名

年 月 日生

を

本籍住所（郵便番号）

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

に改める。

別記第4号様式中

住所

氏名

を

「住所（郵便番号）
氏名
電話番号」
に改める。

（調理師法施行細則の一部改正）

第2条 調理師法施行細則（昭和34年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（表）中「北海道収入証紙ちょう付欄」を「北海道収入証紙貼付欄」に改める。

別記第2号様式中「写真ちょう付欄」を「写真貼付欄」に、「ちょう付する」を「貼付する」に改める。

別記第6号様式中「北海道収入証紙ちょう付欄」を「北海道収入証紙貼付欄」に、

「住所
ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日」
を

「住所（郵便番号）
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号」
に、

変更内容		変更前	変更後
	本籍地		
	氏名		
変更年月日		年 月 日	

を

変更内容		変更前	変更後
	本籍地都道府県名 （日本国籍を有していない者にあつては、その国籍）		
	氏名		
	性別	男・女	男・女

に

容	免許証への旧姓又は通称名の併記の希望の有無	有・無	有・無
	旧姓又は通称名		
変更年月日		年 月 日	

改め、同様式注1の事項中「戸籍の謄本又は戸籍の抄本」を「戸籍謄本、戸籍抄本等申請の原因である事実を証明する書類」に改め、同様式注2の事項中「はり付け」を「貼り付け」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

3 旧姓の併記を希望する者にあつては当該旧姓が記載されている戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写しを、通称名の併記を希望する者にあつては当該通称名が記載されている住民票の写しを添付すること。

別記第7号様式中「住所
ふりがな
氏名」
を

「住所（郵便番号）
氏名
電話番号」
に改める。

別記第8号様式中「北海道収入証紙ちょう付欄」を「北海道収入証紙貼付欄」に、

「住所
ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日」
を

「住所（郵便番号）
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号」
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の栄養士法施行細則別記第3号様式若しくは別記第4号様式又は第2条の規定による改正前の調理師法施行細則別記第7号様式若しくは別記第8号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、第1条の規定による改正後の栄養士法施行細則別記第3号様式及び別記第4号様式並びに第2条の規定による改正後の調理師法施行細則別記第7号様式及び別記第8号様式の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和3年3月31日までの間に限り、必要な調整をして使用することを妨げない。 3 施行日から令和3年3月31日までの間に限り、第1条の規定による改正前の栄養士法施行細則別記第1号様式若しくは別記第2号様式又は第2条の規定による改正前の調理師法施行細則別記第6号様式の規定に基づいて作成された申請書は、当該申請書に必要な事項が記載された書面の添付があった場合には、それぞれ第1条の規定による改正後の栄養士法施行細則別記第1号様式若しくは別記第2号様式又は第2条の規定による改正後の調理師法施行細則別記第6号様式の規定に基づいて作成された申請書とみなす。	であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。 (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。 (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和3年2月16日（火）から同年3月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 6 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道総務部総務課 (2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 (3) 電 話 番 号 011-204-5120
告 示	
北海道告示第108号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和3年2月16日 北海道知事 鈴木直道 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和3年2月16日に一般競争入札の公告を行う北海道指定庁舎等で使用する電力（高圧電力）の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者	北海道告示第109号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和3年2月16日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道指定庁舎等で使用する電力（高压電力）

ア 高压電力（一般）

(ア) 契約電力（1kW当たりの単価）	38kW
(イ) 使用電力量（1kWh当たりの単価）	169,200kWh

イ 高压電力Ⅰ型（一般）

(ア) 契約電力（1kW当たりの単価）	313kW
(イ) 使用電力量（1kWh当たりの単価）	931,600kWh

ウ 高压電力Ⅰ型（時間帯別）

(ア) 契約電力（1kW当たりの単価）	21kW
(イ) 使用電力量（昼間）（1kWh当たりの単価）	34,100kWh
(ウ) 使用電力量（夜間）（1kWh当たりの単価）	41,400kWh

エ 高压電力Ⅲ型（時間帯別）

(ア) 契約電力（1kW当たりの単価）	241kW
(イ) 使用電力量（昼間）（1kWh当たりの単価）	712,300kWh
(ウ) 使用電力量（夜間）（1kWh当たりの単価）	712,300kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道告示第108号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）
- (2) 入札日時 令和3年4月2日（金）午前10時（送付による場合は、同月1日（木）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称	北海道総務部総務課
イ 所在地	郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電話番号	011-204-5120

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government
 - a Contract type : High voltage power (standard)
 - (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 38 kW
 - (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 169,200 kWh
 - b Contract type : High voltage power type I (standard)

- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 313 kW
(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 931,600 kWh
c Contract type : High voltage power type I (by timezone)
(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 21 kW
(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 34,100 kWh
(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 41,400 kWh
d Contract type : High voltage power type III (by timezone)
(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 241 kW
(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 712,300 kWh
(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 712,300 kWh
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 2, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than April 1, 2021)
C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5120

北海道告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、狩場利別土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年2月16日

北海道知事 鈴木直道

退任年月日 理事・監事の別氏名住所
令和3.2.2 理事 井原光雪 久遠郡せたな町北檜山区徳島949番地

北海道告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、令和3年2月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年2月16日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
高島東	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
二幹川第3	農業用排水施設	同
砂川袋地	同	同
大富20号	同	同
円山	区画整理	同
クッタリ南	同	同
暁第1	同	同
豊葦第2	同	同
東納内1	農業用排水施設、区画整理	同
御上谷地	区画整理	北海道渡島総合振興局
水堀	農業用排水施設、区画整理	北海道檜山振興局
中士別第3	区画整理	北海道上川総合振興局

北海道告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、当麻町当麻北地区伊香牛換地区の換地処分をした。

令和3年2月16日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年2月16日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字来岸町8の1・10・332（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和3年2月16日
北海道知事 鈴木直道
1 解除予定保安林の所在場所 山越郡長万部町字豊津278の1（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 解除の理由 鉄道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第115号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年2月16日
北海道知事 鈴木直道
1 解除予定保安林の所在場所 日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年2月16日

北海道知事 鈴木直道
1 指定施業要件変更予定保安林 斜里郡清里町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日
北海道知事 鈴木直道
1 道路の種類 道道
2 路線名 乙部厚沢部線
3 道路の区域
区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
檜山郡江差町字鹹川町798番地先から 前 15.00mから 200.00m —
同郡江差町字鹹川町784番地先まで 22.00mまで
後 15.00mから 200.00m —
22.00mまで

北海道告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

北海道知事 鈴木直道
路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 函館臨空工業団地線 函館市日吉町3丁目36番49地先から 令和3.2.16
同市日吉町3丁目9番204地先まで

北海道告示第119号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年2月16日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
シャモマナイ川東沢（Ⅱ-35-1020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町字岡田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
田代沢川（Ⅱ-35-1030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町字田代（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
イサカナイ川二の沢川（Ⅱ-35-1040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町字田代（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
イサカナイ川一の沢川（Ⅱ-35-1050）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町字田代（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- シロナイ川（Ⅱ-35-1060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町字田代（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ツマン川（Ⅱ-35-1170）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町字冬島（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山中一の沢川（Ⅱ-35-1200）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町字冬島（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山中二の沢川（Ⅱ-35-1210）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町字冬島、字幌満（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
飯田の沢（Ⅱ-35-1240）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町字旭（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
様似（3-73-218）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
様似郡様似町本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、港町、潮見台（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西様似（３－７４－２１９） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町西町、字西様似、字鷲苦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 平字(1)（３－７５－２２０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町字平字（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 平字(2)（３－７６－２２１） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町字平字（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 平字地区（〈４〉－３－６０８－６０８－５００１） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町字平字、朝日丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 緑泉郷沢川（Ⅱ－３３－１７６０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白老郡白老町字萩野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 緑泉湯ノ沢左沢川（Ⅱ－３３－１７７０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白老郡白老町字萩野（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 緑泉湯の沢川（Ⅱ－３３－１７８０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白老郡白老町字萩野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 朝霧川（Ⅰ－３３－１７９０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白老郡白老町字萩野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 萩野昭和川（Ⅰ－３３－１８００） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白老郡白老町字萩野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 望洋沢川（Ⅰ－３３－１８３０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白老郡白老町字石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 御料川（Ⅰ－３３－１８４０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白老郡白老町字白老（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 白老開拓上の沢川（Ⅱ－３３－１８５０） (2) 土砂災害警戒区域の表示
---	---

北海道知事 鈴木直道

白老郡白老町字白老（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白老開拓1の沢（Ⅰ-33-1860）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
白老郡白老町字白老（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
社台川の沢川（Ⅱ-33-1900）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
白老郡白老町字社台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ブウバツ左沢川（Ⅲ-33-019）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
白老郡白老町字石山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白老川3の沢川（Ⅲ-33-021）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
白老郡白老町字白老（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年2月16日

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
様似田代 1 (I - 3 - 462 - 2102)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字新富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
様似冬島 4 (I - 3 - 467 - 2107)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字冬島 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
様似冬島 5 (I - 3 - 468 - 2108)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字冬島 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
様似旭 1 (I - 3 - 470 - 2110)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字旭、字幌満 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
様似旭 2 (I - 3 - 471 - 2111)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字旭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似田代 2（Ⅱ－3－317－1490） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字田代（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似冬島 6（Ⅱ－3－319－1492） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字冬島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似冬島 7（Ⅱ－3－320－1493） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字冬島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似冬島 8（Ⅱ－3－321－1494） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字冬島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似冬島 9（Ⅱ－3－322－1495） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字冬島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似幌満 2（Ⅱ－3－323－1496） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字幌満、字冬島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似幌満 3（Ⅱ－3－324－1497） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字幌満（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似幌満 5（Ⅱ－3－326－1499） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字幌満（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福田の沢（Ⅱ－35－1160）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字冬島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
池田の沢（Ⅱ－35－1180）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字冬島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
山中川（Ⅱ－35－1190）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字冬島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭神社の沢（Ⅱ－35－1230）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字旭（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
白老白老7（Ⅰ－3－16－1656）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 白老郡白老町字白老（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
白老萩野5（Ⅰ－3－18－1658）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
白老郡白老町字萩野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
白老北吉原（Ⅰ－3－19－1659）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
白老郡白老町字北吉原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
白老社台3（Ⅱ－3－50－1223）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
白老郡白老町字社台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
白老白老5（Ⅱ－3－53－1226）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
白老郡白老町字白老（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老白老6（Ⅱ－3－54－1227） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字白老（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老石山1（Ⅱ－3－55－1228） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老萩野2（Ⅱ－3－57－1230） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字萩野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老萩野3（Ⅱ－3－58－1231） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字萩野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	白老石山7（Ⅲ－3－20－498） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字石山、字萩野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老萩野1（Ⅲ－3－21－499） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字萩野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老社台1（Ⅲ－3－16－494） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字社台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老社台2（Ⅲ－3－17－495） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字社台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老森野（Ⅲ－3－18－496） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字森野（次の図のとおり）
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老萩野 4 (Ⅲ－3－22－500) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字萩野 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白老川 2 の沢川 (Ⅲ－33－020) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白老郡白老町字白老 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)	及び 3・4・15号東山公園通) (3) 事業施行期間 平成26年6月3日から令和3年3月31日まで (4) 事業地 (収用の部分) 平成27年北海道告示第682号の事業地のうち日の出町地内において事業地を変更する。 3(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業 (3・3・6号西5丁目・樽川通) (3) 事業施行期間 平成16年5月28日から令和5年3月31日まで (4) 事業地 (収用の部分) 変更なし 4(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業 (3・3・7号西7丁目通) (3) 事業施行期間 平成12年8月25日から令和5年3月31日まで (4) 事業地 (収用の部分) 変更なし
北海道告示第121号 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 令和3年2月16日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 施行者の名称 函館市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業 (3・4・66号日吉中央通) (3) 事業施行期間 平成24年7月13日から令和4年3月31日まで (4) 事業地 (収用の部分) 変更なし 2(1) 施行者の名称 岩見沢市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 岩見沢都市計画道路事業 (3・4・22号東17丁目通	北海道告示第122号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の適用を受ける。 令和3年2月16日 北海道知事 鈴木直道 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 公金キャッシュレス用サーバ等 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 令和3年6月30日 (水) (4) 納入場所 別途指示する場所 (札幌市内) 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年2月16日（火）から同年3月11日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局会計管理室経理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道出納局会計管理室経理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室経理課）

(2) 入札日時 令和3年3月22日（月）午後2時（送付による場合は、同月19日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道出納局会計管理室経理課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kir/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道出納局会計管理室経理課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5621

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Server and others 1 set

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 22, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than March 19, 2021)

C Contact : Accounting Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5621

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年2月16日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

石狩管内道立学校で使用する電力

(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 55校 6,233kW

(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 55校 13,928,488kWh

2 落札を決定した日

令和3年2月4日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社ホープ

(2) 住所 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5

4 落札金額

(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 650円00銭

(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 17円20銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年12月25日付け北海道教育庁石狩教育局告示第161号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年2月16日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達予定枚数 33台及び1月当たり 335,200枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを明らかにした者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明

らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年2月16日（火）から同月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第2研修室
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年3月8日（月）午前10時（送付による場合は、同月5日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第

1 項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（調達台数に係る 1 月当たりの基本料金の入札金額（単価）及び 1 枚当たりの複写料金の入札金額（単価）に 1 月当たりの調達予定枚数を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 060－8549 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 (3) 電 話 番 号 011－204－5911 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 33 copy machines 1 set (Maintenance services and consumable supply included, except papers and staples) B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 8, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 5, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan Phone : 011-204-5911	別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 3 号、別記様式第 4 号、別記様式第 5 号、別記様式第 7 号及び別記様式第 9 号中「印」を削る。 別記様式第11号中 「住所 氏名 印 「住所 氏名 を に改め る。 別記様式第15号中「印」を削る。 (北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正) 第2条 北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成23年北海道公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。 別記様式第 2 号及び別記様式第 3 号中「印」を削る。 別記様式第 6 号中 「住所 氏名 印 「住所 氏名 を に 改める。 「住所 氏名 印 別記様式第 7 号中 を 「住所 氏名 に改める。 別記様式第10号、別記様式第11号、別記様式第13号及び別記様式第14号中「印」を削る。 (金属くず回収業に関する条例施行規則の一部改正) 第3条 金属くず回収業に関する条例施行規則（平成29年北海道公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。 別記第 1 号様式（その 1）中「㊟」を削り、同様式（その 2）注中 2 の事項を削り、3 の事項を 2 の事項とし、4 の事項を 3 の事項とし、5 の事項を 4 の事項とする。
道 公 安 委 員 会 規 則 聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 3 年 2 月 16 日 北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ 北海道公安委員会規則第 1 号 聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則等の一部を改正する規則 (聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則の一部改正) 第 1 条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則（平成 7 年北海道公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。	

別記第3号様式中「㊤」を削り、同様式注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とする。

別記第4号様式（その1）中「㊤」を削り、同様式（その2）注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とし、6の事項を5の事項とする。

別記第5号様式中「㊤」を削り、同様式注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とする。

別記第9号様式中「㊤」を削り、同様式注中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とする。

別記第10号様式中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則、第2条の規定による改正前の北海道暴力団の排除に関する条例施行規則又は第3条の規定による改正前の金属くず回収業に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。
-